

介護保険料の改定

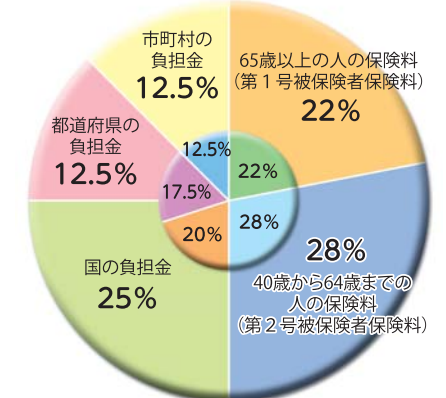
介護保険事業費の見込み

介護保険事業費は、介護サービス利用に対する給付や、介護予防事業などの地域支援事業の費用など、本計画を実行するために要する費用の合計です。介護保険の給付に必要な介護保険事業費は、27年度から29年度までの3年間で約357億円を見込んでいます。

介護保険料の仕組みと財源

介護保険サービスは、費用の9割を介護給付費で賄うため、利用者は1割の負担で利用することができま

■図2 介護給付費負担割合



※内側の円は施設介護への給付の財源割合

第6期の保険料基準額

65歳以上の人が27年度から29年度までに負担する介護保険料は、市の介護保険事業計画で定めています。これは、必要とされる介護サービスの量や費用に合わせた保険料とし、保険料の全額を介護給付費に充てるためです。これにより、65歳以上の人が負担する保険料の基準額は月額5000円（年額6万円）となります（図3）。

（年額5万2000円）と比較すると、月額667円（年額8000円）の引き上げになります。

所得段階を見直し低所得者の負担を軽減

介護保険料は、本人と世帯の所得や住民税の課税状況に応じて、段階的に保険料が上がる「所得段階制」になっています（表2）。

第6期計画では、従来の所得段階を見直し、11段階に設定。第1段階の低所得者には、公費を投入し保険料の軽減を行います。所得の低い人の負担を抑え、所得の高い人に応分の負担をお願いすることになりました。27年度の保険料通知は7月上旬に発送する予定です。施設整備や介護サービスの提供だけでなく、介護予防や認知症の人の支援など、高齢者の生活を支える介護保険制度の運営に、市民の皆さんのご理解をお願いします。

■図3 65歳以上の介護保険料基準月額の算出

介護給付費総額① × 負担割合② − 基金繰入額③

65歳以上の人口④

÷ 12月 ÷ 5,000円

①	356億5,587万4,000円	27年度から29年度までに市が給付する費用の総額
②	22%	①のうち、65歳以上の人が負担する割合
③	4億6,200万円	保険料の上昇を抑止するために繰り入れる介護給付費準備基金
④	109,391人	27年度から3年間の65歳以上の延べ人数。実際の人口推計値115,938人に基準額に対する割合を掛けて算出

※計算式は、国の財政支援措置費分などを省略し簡略化してあるため、各項目の数値を当てはめて計算しても答えは一致しない

■表2 所得段階別保険料（年額）

保険料欄のカッコ内は、基準額に対する調整割合。第1段階であれば、基準額60,000円に調整割合の0.35を掛けて保険料は21,000円になります。

所得段階	対象者	改定後の保険料 〔27～29年度〕	改定前の保険料 〔24～26年度〕
第1段階	・市町村民税世帯非課税※1の老齢福祉年金受給受給者 ・生活保護受給者 ・市町村民税世帯非課税で、公的年金など※2の収入金額と合計所得金額※3の合計額が80万円以下の人	21,000円 (0.35)※4	20,800円 (0.40)
第2段階	市町村民税世帯非課税で、公的年金などの収入金額と合計所得金額の合計が80万円を超え、120万円以下の人	36,000円 (0.60)	31,200円 (0.60)
第3段階	市町村民税世帯非課税で、第1段階と第2段階に該当しない人	42,000円 (0.70)	36,400円 (0.70)
第4段階	市町村民税世帯課税※5・本人非課税で、公的年金などの収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	54,000円 (0.90)	49,400円 (0.95)
第5段階 (基準額)	市町村民税世帯課税・本人非課税で第4段階に該当しない人	60,000円 (1.00)	52,500円 (1.00)
第6段階	市町村民税本人課税で、合計所得金額が120万円未満の人	72,000円 (1.20)	62,400円 (1.20)
第7段階	市町村民税本人課税で、合計所得金額が120万円以上190万円未満の人	78,000円 (1.30)	65,000円 (1.25)
第8段階※6	市町村民税本人課税で、合計所得金額が190万円以上290万円未満の人	90,000円 (1.50)	78,000円 (1.50)
第9段階※6	市町村民税本人課税で、合計所得金額が290万円以上500万円未満の人	96,000円 (1.60)	78,000円 (1.50)
第10段階	市町村民税本人課税で、合計所得金額が500万円以上1,000万円未満の人	108,000円 (1.80)	91,000円 (1.75)
第11段階	市町村民税本人課税で、合計所得金額が1,000万円以上の人	120,000円 (2.00)	104,000円 (2.00)

- ※1 本人と同一世帯員全員が、その年度の市町村民税が課されていない世帯
- ※2 公的年金のうち非課税年金（遺族年金、障害年金など）は除く
- ※3 税法上の用語で、分離課税の譲渡所得なども含めた各種所得の合計額（純損失・雑損失の繰り越し控除や、譲渡所得の特別控除の適用前の金額）
- ※4 低所得者に対して、国、県および市の補てんにより保険料を軽減。軽減しない場合は24,000円（0.40）
- ※5 同一の世帯員全員のうち、その年度の市民町村税が1人以上課税されている世帯
- ※6 26年度までは同じ所得段階だったものを国の境界値（290万円）で2つに細分化

今回の制度改正での主な変更点

【27年4月1日から】

- ①保険料の所得段階と保険料率の変更
- ②介護報酬の改定によるサービス利用料の変更
- ③特別養護老人ホームの入所対象を原則要介護3以上に限定（27年4月以降に入所する人に適用）
- ④サービス付き高齢者向け住宅が住所地特例施設になり、入居前の保険者が給付を行う（27年4月以降に入居する人に適用）

【27年8月1日から】

- ①160万円以上の所得がある人の利用料自己負担額を1割から2割に引き上げ
- ②食費や居住費の負担限度額の認定に、本人および配偶者の資産要件、配偶者の住民税課税要件を新たに追加。遺族年金や障害年金など非課税年金も収入として換算

【28年4月1日から】

- ①医療保険の現役並み所得者（同一世帯に市町村民税課税所得が145万円以上の65歳以上の人がいて、世帯内の65歳以上の人の収入が単身383万円以上、2人以上520万円以上の人）の高額介護サービス費限度額を引き上げ
- ②定員18人以下の小規模型通所介護事業所を地域密着型サービスへ移行

【29年4月1日から】

- ①介護保険給付のうち、要支援1・2の人が利用する予防訪問介護と予防通所介護を地域支援事業に移行
- ②原則6～12カ月としている要介護認定更新時の有効期間を、原則12カ月に延長（上限24カ月）